

研究課題	近世後期と近代のキリシタン集落の比較研究 —信仰の歴史的関連について—
研究代表者	内藤 幹 生（文学研究科比較文化専攻研究生）

①研究の目的

近世後期と近代初期（明治初期）におけるキリシタンの信仰意識と彼らを取り巻く地域・社会・国家との関連を検討して、それぞれの特徴と違いを見出した。キリシタンの信仰意識や信徒自身のあり方は、時代的状况により異なり、それぞれの時代に即した形で表れた。それらは、どのような形で現れたか、彼らを取り巻く国家・社会とどのように関わったか、明らかにした。

そして、本研究では、キリシタンの信仰意識や信徒自身のありが著しく変化した近世後期と近代初期に焦点をあてた。禁制下ではあったがキリシタンの脅威も消滅した近世後期、開国により外国人宣教師が来日し、状況も変化した近世・近代移行期、キリシタン禁制が解除となり、キリスト教への政策が著しく変化した近代初期(明治初期)、それぞれの時代において分析した。

②研究の経過

平成 21 年度の研究は昨年度からの継続である。昨年度の研究テーマは、「キリシタン表象の歴史的変遷とその原因——キリスト教解禁前後のキリシタンの改宗を中心に——」であった。そして、近世後期におけるキリシタン露顕事件（浦上一番崩れ、浦上三番崩れ、天草崩れ）や解禁直前に起こった浦上四番崩れ、解禁後のキリシタン集落における信仰をめぐる動き等から、キリシタンに対するイメージや理解・評価を分析した。平成 21 度も引き続き、キリシタンに対するイメージや理解・評価の分析を行った。しかし、対象地域をキリシタン集落に限定し、キリシタンと国家・社会との関わりを中心に分析したため、前年度の題名の内容とやや異なるため題名を変更した。

まず、先行研究と研究史を整理するため、関連図書を購入手、当該研究論文を収集した。これまでの研究の欠落部分を検討した。併せて、当該研究における資料（一次史料）を収集した。刊本となっている資料に関しては購入した。保存資料に関しては、保存機関（博物館・文書館・図書館等）を利用し、閲覧可能な資料は、コピーと書き写しと写真撮影を行った。閲覧不可

能な資料はマイクロフィルムによる閲覧を行った。また、いくつかの保存機関で実施している、保存資料のデジタルアーカイブによる公開を利用し、公開資料のダウンロードを行った。

研究の途中経過と成果を報告するために、第 68 回日本宗教学会学術大会で発表を行った。併せて、当該研究に関する調査と資料収集のための現地調査を行った。調査では、現地に在住の研究者（大学教員、学芸員、郷土史家）から研究の現状と動向に関する情報を収集した。また、博物館、大学図書館を訪れ、資料収集を行った。調査地は、長崎県内（長崎市、平戸市）である。

③研究の成果

近世から近代への移行期にかけてのキリシタンに関連する研究の先行研究は、主に権力側（江戸幕府・明治政府）の宗教政策や外交問題の過程から明らかにされてきた。しかし、近世期、潜伏していたキリシタンが生活していた村社会において、村民とどのような関係であったか、近代期に外国人宣教師と接触した後、信仰態度を変えてからのキリシタンはどのような動向を示し、それが彼らを取り巻く社会（村社会）にどのように影響し、問題が発生したかについてはそれほど触れられてこなかった。近世から近代への移行期におけるキリシタンと社会・国家との関係の変化については見落とされてきて、検討の余地があるように拙者には思える。そうした問題意識から近世と近代におけるキリシタン集落内におけるキリシタンの信仰意識とあり方と社会・国家との関係の変化を分析した。

近世初期、肥前国大村藩では領内郡村で郡崩れと呼ばれるキリシタン露顕事件が発生した。この事件ではキリシタンの疑いをかけられた 600 人余が吟味を受け、400 人余が処刑された。これは六左衛門が見た夢の話を聞かせ入信を勧めたことに始まる。入信を勧められた長崎在住の池尻利左衛門は町役人に訴え、長崎奉行に知れることとなり、長崎奉行は大村藩に関係者の捕縛が命じられ、芋づる式に村民が吟味を受けることになった。

この時に幕藩権力はキリシタンを根絶させようと捕縛者の内、8割を斬罪とした。大村藩ではキリシタン禁制を徹底化させるため寺社参詣や神仏行事を奨励している。そして、全国的には宗門改制度と類族改制度が施行され、キリシタンと一般民衆への監視が強化された。そして、キリシタンは日本国内から表面上消滅した。郡崩れは、幕府と大村藩にキリシタン禁制強化させる契機となる事件であった。この事件において村社会は幕府・藩の政策に従順に従い、大村藩諸村の村民はキリシタン露頭の失態の責任として、親兄弟たりとも類門が出た場合は、差し出すと誓約し、誓いの起請文を提出し、武器も差し出している。そして、禁制施行後、潜伏状態で信仰していたキリシタンであったが、事件からしばらくした寛文頃(1660年代)のキリシタンの白状から信仰が習合化・習俗化していたことが確認できる¹⁾。

キリシタンが消滅するとその実態を把握することが難しくなった。また、近世中期(18世紀中頃)には異端的信仰集団も活発化すると、幕府の取り締まりの対象となった。キリシタンと異端的信仰集団の区別しにくくなった。そのような状況の中で異端的信仰活動がキリシタンと同様とされて処罰された事件が起こった。それは東北地方に存在した隠し念仏であった。これは真宗の異端的信仰集団であるが、近世中期の宝暦4年に指導者が「切支丹同様」とされて処分される事件が起こった。これは、異端的宗教活動を取り締まる手段として、キリシタンの名が持ち出された事例であった。このように、キリシタンの消滅とともに、実態が把握しにくくなり、異端的信仰集団とキリシタンの識別が難しくなったのであった²⁾。

そして、実在した潜伏キリシタンもあり方は変化した。村社会に存在していた潜伏キリシタンは、表向きは幕藩体制に順応した模範的な農民として生活を営んでいた。島原の乱以来、危険で奇怪なイメージが定着していたが、実在した潜伏キリシタンはそのようなイメージとはかなりかけ離れたものであった。近世後期、18世紀終りから19世紀半ばにかけて数回のキリシタン露頭事件が発生する。寛政2年(1790)の浦上一番崩れ、文化2年(1805)の天草崩れ、安政3年(1856)の浦上三番崩れである。これら一連の事件で、注目されるのは、キリシタンが「異宗」として認識されたことである。浦上一番崩れでは、「異宗」信仰者(すなわちキリシタン)の存在そのものが否定され、天草崩れ、浦上三番崩れではキリシタンではなく「異宗」として処分された。いずれもキリシタンではない

と幕府に判断されたのであるが、実在した潜伏キリシタンは毎年年貢を納め、表面的にはあったが、年忌法要も行い、幕藩体制に表向き従順な態度であったため、危険で奇怪なキリシタンとは認識されなかったのであった。そして、村社会では、キリシタン・非キリシタンの村民が一丸となって、村方一統でキリシタンの信仰を否定した。異宗信仰として処分された天草崩れでは心得違いのキリシタン(異宗信仰者)を差し出すのではなく、積極的に守ろうとした。そして、吟味をした島原藩に対しては今後「異宗」信仰をしないと誓約している。これは、当該期村社会で、村民が「異宗」信仰者とそうでない者(キリシタンと非キリシタン)が色分けされることなく平穏に日常生活ことを望んでいたからであった。すなわち村落秩序を維持しようとしたのであった。そして、吟味を行った長崎奉行は取り調べの中でキリシタンであることをおおよそ把握していた。「異宗」信仰が否定された浦上一番崩れでは疑いをかけられたキリシタンが「水を掛けられた」(すなわち洗礼)や「アメンジュス(アーメンイエス)」と唱えているなどと証言し、キリシタンであることを匂わせていたが、結局「異宗」信仰そのものが否定された。またキリシタンではなく「異宗」とされた浦上三番崩れにおいては中心人物吉蔵の証言から、潜伏キリシタンの組織やクリスマス(記録史料上ではナタル)をはじめとする行事が明らかにされた。そして吉蔵はマリア(記録史料上ではハンタマルヤ)がイエス(記録史料上ではリウス)を産んだ時の模様やユダの裏切りなどの一連の物語も証言し、正統なカトリックとは多少の違いがあるものの、キリシタンの教義内容が明らかにされている。このように幕府はキリシタンの存在を把握しておきながら、あえてキリシタンを摘発しなかったのである。これは、実在した潜伏キリシタンを放っておいても村社会の秩序(村落秩序)維持には何ら支障はないと判断したためと考えられる。潜伏キリシタンが自ら信仰表明をしない限り、あえて摘発はしなかったのであった³⁾。

そのように「異宗」として処分された近世後期におけるキリシタン露頭事件であるが、同時期にキリシタンがどのように位置づけられていたかを象徴した事件が発生する。文化11年(1814)に、天草崩れとは直接関係のない天草郡今泉村(現上天草市松島町今泉)で「新後生・団子組」と称される浄土真宗の異端的信仰集団が吟味を受ける事件が起きた。この時の吟味では浦上一番崩れの吟味が参考事例となっている。そして、浦上三番崩れの吟味では「新後生・団子組」の吟

味が参考事例となっている⁴⁾。また、浦上三番崩れにおいて「異宗」と判断されたキリシタンに対する処罰を日蓮宗の異端であり、同じく禁制とされた三鳥派・不受不施派の仕置き規定を適用させた。このように近世後期においてキリシタンは、仏教の異端的信仰集団と同列に扱われたのであった。しかし、浦上三番崩れでは、吟味の過程で、キリシタンの用語や「異物」と記されるキリシタンの道具などが調書の中に頻繁に出てきており、幕府はキリシタンを意識していたものと思われる。浦上三番崩れは起こった安政3年(1856)は既に開港されており、キリスト教の流入を幕府は警戒していたことは推測できる。

このようなキリシタン・非キリシタンが一丸となった村社会の秩序や幕府のキリシタン認識が一変した事件が慶応3年(1868)に始まり明治6年(1873)に終結した浦上四番崩れであった。この始まりは、慶応3年3月に肥前国浦上村山里本原郷(現長崎市浦上)の三八が、母たかの葬儀を檀那寺聖徳寺に届出ずに、自分たちのやり方で葬儀を行い、その後も潜伏していたキリシタンが次々と自分のやり方で葬儀を行ったことである。浦上村のキリシタンは、開港により長崎の外国人居留地に建設された教会(現在の大浦天主堂)のフランス人宣教師と接触し、長い潜伏の間の念願がかない、自ら信仰心を高揚させたのであった。信仰心の高揚はキリシタンの信仰意識を変化させた。それまで信仰を隠匿していたキリシタンは表明へと態度を変えたのであった。

キリシタンが信仰態度を変化させると彼らを取り巻く村社会や幕府との関係にも影響を与えた。信仰を隠匿していた段階では、幕府もキリシタンを放置していたが、禁止とする宗門の信仰を表明したり、寺請を無視して自分たちのやり方で葬儀を行うなど明らかに幕藩体制に反目する動向を示したキリシタンに対して対応を迫られることとなった。幕府は主なキリシタン68人を召し捕らえ、改心させようとした。幕府はキリシタンを再び危険な存在と見なし、彼らを一揆的な集団と見なしたり、島原の乱を再び思い起こすなどした。そして、政権を踏襲した明治政府は、幕府の民衆統制政策も継承し、浦上村のキリシタンを総流罪にするという処置に及んだ。しかし、西洋列強の流罪に対する抗議とキリシタンが改心に応ぜず事態が長期化したため、明治6年(1873)にキリシタン禁教高札が撤去され、禁教は解除となり、キリシタンは浦上村に帰村となり、事件は終結した。

そして、浦上村村内に与えた影響は、キリシタンと

非キリシタンが分裂状態になったことである。浦上村はキリシタンが多数を占めていたが、村民全員がキリシタンではなかった。そして、家族内でもキリシタンと非キリシタンが混在している家もあった。キリシタンは信仰表明をしたことで、非キリシタンとは分裂し、他村・他地域のキリシタンと結束し、信仰のネットワークを形成させた。このような動向は、キリシタンが、信仰を隠匿していた段階では、浦上村という村落共同体を生活の基盤としていたのに対し、信仰表明後は信仰による共同体を基盤として他村・他地域のキリシタンと繋がったことを示している⁵⁾。

キリシタン禁制の高札が撤去されたことは、キリシタンが国家の規制から解放されたことを意味した。キリシタンは禁教解除により国家からは迫害を受けることはなり、条件付ではあるが自由となった。しかし、彼らを取り巻く村社会・地域社会からは自由になれなかった。村社会・地域社会では解放されたキリシタンを一層忌避するようになった。また、解放されたキリシタンはさらに自らの信仰を中心とした行動に出るようになった。そして、村社会内では、キリシタン・非キリシタンの確執は激化した。長崎県平戸島内にあるキリシタン集落である紐差村・宝亀村では禁教解除前後にそうした動きを示す事件が発生している。カトリックに入信したキリシタンは、村社会の神事・仏事に関係する村行事への出納拒否をしたり、それまで村中挙げて行ってきた雨乞いや虫追い行事への参加拒否の態度を示したり、当時、政府の国家神道政策の一つとして頒布された伊勢神宮大麻の受け取り拒否の意思を表示したりした。こうした状況を戸長(この時代の地区の長の呼び名)は長崎県に報告している。そして、このようなキリシタンの行動に対して、非キリシタンも割田・割畑を取り上げたり、井戸の水の使用を禁じられたりした。キリシタンは非キリシタンのこのような行為を長崎県庁に訴え出て、権利を回復している。このように紐差村・宝亀村ではキリシタンと非キリシタンが競り合うような状況であった。この状況を記録した史料は内閣文庫に所蔵されているキリシタン関係(耶蘇教関係)の記録史料であるが、ここには、キリシタンが禁制から解放され、非キリシタンとは分裂し、せり合いにまで発展する模様が記されている⁶⁾。

また、天草(熊本県)と長崎県西彼杵郡黒瀬村(大島)では、教部省の信教の自由に関する布達に基づいてカトリックに入信したキリシタンが、非キリシタンから制裁を受ける。天草では、信教の自由の保障の口達を論拠に、カトリックのやり方で葬儀を行ったキリシタ

ンが、教導職でない者が葬儀を行ったとして捕縛されるという事件が起こっている。そして、その後もカトリックへの転宗届けが県令から却下されるという出来事も起こっている。黒瀬村では、カトリックに改宗したキリシタンが非キリシタンや神官・僧侶から改心を迫られ、作事や船乗合、養子縁組、金穀貸借等を行わないと宣言され、従わずカトリック入信者に協力するものは、家屋や田畑・山林を没収するとしている。このような非キリシタンの行為にキリシタンは困惑し、このままでは生活していけないと、警察に訴え出ている。

そして、禁教解除の影響はキリシタン集団内部にも及んだ。キリシタン集落の生月（北松浦郡生月里村）では、カトリックに入信したキリシタンが黒瀬村の場合と同じように村の共同作業や付き合いに規制を加えられた。そして、警察に訴え出ている。生月はキリシタンでカトリックに入信しない「離れ」と呼ばれる集団がほとんどを占める集落である⁷⁾。生月のキリシタンがカトリックに入信しなかった理由の一つに、このようなキリシタン集団内部の確執があったことを指摘できる。同時期に生月を訪れた外国人宣教師の報告にも「世間体が入信を妨げている」とした記録がある⁸⁾。

その他、佐賀県の馬渡島では宗門人別帳に代わって実施された戸籍へ所属の氏神と寺院を記さず、「切支丹宗」と記して県で問題となった出来事もあった⁹⁾。

このように禁教という規制から解放されたキリシタンはより積極的な行動を取ったが、村社会内の非キリシタンは、さらにキリシタンを忌避し、様々な制裁行為に及んだのであった。禁教解除は、キリシタンを国家による規制から解放させた一方で、村社会・地域社会における非キリシタン・非カトリック入信者との確執を表面化させた。キリシタン集落内部では禁教解除を契機に信仰を中心とした新しい秩序形成の模索が始まったのであった。

④研究の課題と展望

本研究では、キリシタンに対する認識が大きく変化した近世後期と近代初期におけるキリシタン集落内部のあり方を中心に見てきた。キリシタンが当該期にどのように認識され、実在した村社会でのあり方はどうであったか明らかにした。本研究ではキリシタンのみを見てきたが、当該期は社会変動期であり、さまざまな新興宗教が簇生した。それらはどうであったか分析していきたい。また、同じく近世期に禁制とされた宗門は近代への過程でどのように変化したか検討の余地がある。

そして、この後は近代社会が展開していくのであるが、キリシタンもどのように変化していったか、分析する必要がある。キリシタン史は続き、キリシタンは時代に反映して表れることを指摘する必要がある。

本研究は禁教解除後のキリシタンの動向を明らかにしたが、それは規制される宗教・思想が解放されると、その規制対象とそれを取り巻いている存在（社会・国家）との関係がどう変化するか解明する手がかりになったといえる。

註

- 1) 大村郡崩れの経過は、藤野保・清水紘一編『大村見聞集』高科書店、1985年、pp618~pp719に記されている。
- 2) 『日本庶民生活史料集成 18 民間信仰』三一書房、1972年、pp329~pp333
- 3) 浦上一番崩れ、浦上三番崩れにおいて吟味を受けたキリシタンの調書は『日本庶民生活史料集成 18』pp761~pp856に記されている。
- 4) 森永種夫編『御仕置伺集』上、1962年、201pp~pp201
- 5) 浦上四番崩れにおけるキリシタンと村社会との関係変化を示す史料は『幕末維新外交史料集成』2、財政経済学会、1943年 pp3~pp130に記されている。
- 6) 国立公文書館蔵「長崎県下旧平戸県紐差村宝亀村異宗徒処分方」請求番号、本館 2A-001-00・別 00002100、早稲田大学図書館蔵「耶蘇教謀者各地探索報告書」請求番号イ 14-A4154
- 7) このあたりの状況は、浦川和二郎『切支丹の復活』後編、国書刊行会、1928年、pp761~pp835に記されている。
- 8) 松村菅和・女子カルメル修道会共訳『パリ外国宣教会年次報告 1』聖母の騎士社、1996年、56p
- 9) 佐賀県立図書館蔵「明治七年中戸籍編成録」請求番号 県 17—14

参考文献

- 海老沢有道『維新変革期とキリスト教』新生社、1968年
 大橋幸泰『キリシタン民衆史の研究』東京堂出版、2001年
 片岡弥吉『浦上四番崩れ』ちくま文庫、1991年
 五野井隆史『日本キリスト教史』吉川弘文館、1990年

鈴江英一『キリスト教解禁以前』岩田書院、2000年
徳重浅吉『維新政治宗教史研究』目黒書店、1935年
中村博武『宣教と受容—明治期キリスト教の基礎的考察—』思文閣、2000年
宮崎賢太郎『カクレキリシタンの信仰世界』東京大学出版会、1996年
宮崎賢太郎『カクレキリシタン オラショー魂の通奏低音』長崎新聞社、2001年
安丸良夫『神々の明治維新—神仏分離と明治維新—』岩波書店、1979年